

「福岡市立東部地域小・中学校特別教室空調整備 P F I 事業」入札説明書等 修正箇所対照表

令和3年5月20日

令和3年4月1日付で公表した入札説明書等を以下のとおり修正した。

No	資料名	頁	項目名	修正前	修正後
1	入札説明書	P22	VI-3-(2)-③	(前略) 一定の期間内に協議が調わないときは、 <u>それぞれ相手方に事前に書面による通知を行うことにより、市及び事業者は、事業契約を解除することができるものとする。</u>	(前略) 一定の期間内に協議が調わないときは、 <u>市が事業者</u> に事前に書面による通知を行うことにより、市は、 <u>事業契約を変更し、又は本契約の一部又は全部を解除することができるものとする。</u>
2	事業契約書(案)	P19	第41条第5項	事業者が、 <u>施工企業</u> をして、次の各号に定める措置を行った場合は、第1項第1号に掲げる契約保証金の納付を免除する。なお、保証金額は、第1項第1号に掲げる金額とする。	事業者が、 <u>自ら又は施工企業</u> をして、次の各号に定める措置を行った場合は、第1項第1号に掲げる契約保証金の納付を免除する。なお、保証金額は、第1項第1号に掲げる金額とする。
3	事業契約書(案)	P19	第41条第6項	事業者が、 <u>維持管理企業</u> をして、次の各号に定める措置を行った場合は、第1項第2号に掲げる契約保証金の納付を免除する。なお、保証金額は、第1項第2号に掲げる金額とする。	事業者が、 <u>自ら又は維持管理企業</u> をして、次の各号に定める措置を行った場合は、第1項第2号に掲げる契約保証金の納付を免除する。なお、保証金額は、第1項第2号に掲げる金額とする。
4	事業契約書(案)	P46	第91条第1項	市は、 <u>金融機関等</u> と協議を行い、別紙16に定める形式及び内容と同等の直接協定を締結することができるものとし、事業者は、市が直接協定を締結した後に、当該直接協定を締結した	市は、 <u>融資機関</u> と協議を行い、別紙16に定める形式及び内容と同等の直接協定を締結することができるものとし、事業者は、市が直接協定を締結した後に、当該直接協定を締結した融

No	資料名	頁	項目名	修正前	修正後
				<p><u>金融機関等</u>から融資を受けうるものとする。この場合、事業者は、<u>金融機関等</u>と融資契約を締結した場合、速やかにその写しを市に提出するものとする。また、市が要求する場合には、事業者は、<u>金融機関等</u>へ提出した書類の写し及び情報を市に対して自ら提出し又は<u>金融機関等</u>をして提出させるものとする。</p>	<p><u>資機関</u>から融資を受けうるものとする。この場合、事業者は、<u>融資機関</u>と融資契約を締結した場合、速やかにその写しを市に提出するものとする。また、市が要求する場合には、事業者は、<u>融資機関</u>へ提出した書類の写し及び情報を市に対して自ら提出し又は<u>融資機関</u>をして提出させるものとする。</p>